農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター 法の一部を改正す

る法律

(農林物資の規格化等に関する法律の一部改正)

題名を次のように改める。

第一

条

農林

物

資

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規格

化等に関する法律

(昭和二十五年法律第百七十五号)

の一部を次のように改正する。

日本農林規格等に関する法律

「第二章 削除

第三章 日本農林規格の制定 (第七条―第十三条)

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付 (第十四条—第十五条の二)

目次中 第二節 登録 認定機関 (第十六条―第十七条の十五)

第三節 格付の表示の保護 (第十八条―第十九条の二)

第四節 外国における格付 (第十九条の三―第十九条の七)

第五節 登録外国認定機関 (第十九条の八―第十九条の十)

第六節 格付の表示の付してある農林物資  $\widehat{\mathcal{O}}$ 輸入等 (第十九条の十一・第十九条の十二)

第二章 日本農林規格  $\mathcal{O}$ 制定 (第三条-第九条

第三章 日本農林規格による格付等

第一節 格付 (第十条—第十二条)

第二節 適合の表示 (第十三条)

第三節 登録認証機関 (第十四条—第二十九条)

第四節 外 国 に おける格付 (第三十条—第三十二条)

を

第五節

外国における適合の表示(第三十三条)

に、

「第十九条の十三―第十九条の十

登録外国認証機関 (第三十四条—第三十六条)

第六節

第四章 日 本農林規格による試験等

第七節

格付の表示等の保護

(第三十七条—第四十一条)

第 節 試験等 (第四十二条—第五十二条)

第二節 外国における試験等 (第五十三条—第五十六条)

第三節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条)

を 「 第 五 + 九条--第六十 -四条」 に、 「第二十 <del>·</del>条 第二十三条」を 「第六十五条 第七十五条」 に、

第二十四条 第三十一条」を「第七十六条―第八十三条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一 条 この 法律は、 農林 水産分野におい て適正 かつ合理的な規格を制定 į 適正 一な認 証及び試験等 の実

物 施 を確 資 0 品質 保するとともに、  $\mathcal{O}$ 改善並び に生 飲 食料 産 販売そ 品 以外 0  $\mathcal{O}$ 農 他 林物  $\mathcal{O}$ 取 扱 資 ĺ١  $\mathcal{O}$ の合理が 品 質 表 化及び 示  $\mathcal{O}$ 適 高度化 正 化  $\mathcal{O}$ 並 措 びに農林物 置を講ずることによ 資に関す り、 る 取 引 農 林  $\mathcal{O}$ 

円 滑化及び 般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、 もって農林水産業及びその関連産業 0 健全

な発展と一 般消費者 の利 益 の保護に寄与することを目的とする。

第二条 の見出 しを (定義) に改い め、 同 条第一 項中 「法律で」 を 「法律において」 に改め、 同 項第二

号中 「であつて」を「であって」 に改め、 同条第一 二項を次のように改める。

2

の法律において「規格」 とは、 次に掲げる事項についての基準及び当該事項に関する表示 (名称及

び 原産 地  $\mathcal{O}$ 表示を含む。 以下同じ。  $\mathcal{O}$ 基準を 1 **\**` 日 本農 林規格」 とは、 次条のこ 規定により 制 定さ

れた規格をいう。

一 農林物資の次に掲げる事

項

1 品位、 成分、 性能その他の品質 (その形状、 寸法、 量目又は荷造り、 包装その他の条件を含む。

以下同じ。)

口 生産行程

ハ流通行程

農林: 物 資  $\mathcal{O}$ 生産、 販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理 ( 以 下 「農林物資の取扱

等」 という。) の方法 (次号に掲げるものを除く。 以下同じ。)

 $\equiv$ 農林物資に関する試験、 分析、 測定、 鑑定、 検査又は検定 ( 以 下 「試験等」 という。) の方法

兀 前三号に掲げる事項に準ずるものとして農林 水産省令で定め る事 **項** 

第二条第三項及び第四項を削 り、 同条第五項中 一で 「登録認定機関」 又は 「登録外国認定機関」 とは

規定に それぞれ第十七条の二第一項又は第十九条の十」 ょ り農林 水産 大臣  $\mathcal{O}$ 登 録を受け た者をい 1 を 「において 登録 外 玉 認証機関」 「登録認証機関」 とは、 とは、 第三十六条」 第十六条第一項の に、 「法人

を 者」 に 改 め、 同 項 を 同 条第三項とする。

第二章を削 る。

中

三第 色が 又は 方法若しくは 項 第七 当 なあり、 農林 に規定する」を 項」 該 条の前 同 物 規 項ただし書中 これにより価値 を 資 格 に に 前条第二項第四号に掲げる事 の見出 「第 【係る」 関 分す 五. しを削 + る 「第五十九条第一 -九条第 を削 取 「食品 引 り、 り、 が に、 表示法」 高まると認め 項」 同条第一項中  $\overline{\ }$ 「当たつて」を に 生 の 下 に 改 項の 産、 め、 取引、 <del>項</del> られる農林物資のこれらの方法につい 政令で指定する」 同 の区分」  $\neg$ 「種類」 条第 (平成二十五 使用 「当たって」 匹 項 又は を加え、 の下に「又は農林物資の取扱い等の方法、 を削 消 に改め、 費」 り、 年法律第七十号)」 に 「これ」を「これら」 を 改 同 条第 め、 若 「 (生産の 五. しくは生産 同 一項を同 条 第三 方法 条第四 |項中 を加え、 ての基準 に改 又は 販売その 第十 項とし、 を除く。 流 め、 「第十-通 九 の 方 条 他 同 九条の 条 試験等の 第三章中  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 法 十三 取 に 扱  $\dot{+}$ を 特 第 項 1

削

同

条を第三条とし、

同条

の前

に見出しとして

 $\neg$ 

日

本農林規格

O

制定)

を付する。

第八条第一項中「手続に従い、 農林物資の種類を定め」を「ところにより」に、 「具して」を 「添えて

に改め、 同条第二項中 種 類  $\mathcal{O}$ 農林物資について」 を削り、 「同項の原案」 を 「日本農林規格 !の案」 に

改め、 同 条を第四条とする。

第九 発の前  $\mathcal{O}$ 見出、 しを削り、 同条中 「廃止に」を「廃止について」に改め、 同条を第五条とし、 同条の

前に見出しとして「(日本農林規格の確認、 改正及び廃止)」を付する。

第十二条中 「農林物資の」 を削り、 同条を第八条とする。 第十条中「第七条」を「第三条」に改め、

同条を第六条とし、

第十一条を第七条とする。

第十三条第 項中 「の案」 を削り り、 「きく」を「聴く」 に改め、 同条第二項中 「すべて」を「全て」に

「当つて」を 「当たって」に、 「附する」を「付する」に改め、 同条第三項中「あつた」を「あった」

に改め、同条を第九条とする。

第三章を第二章とする。

第三十一条第一号中「第十七条の四第二項」 を 「第十八条第二項、 第四十六条第二項、 第四十七条第一

項又は第四十八条第一 項」 に改め、 同条第二号中 「第十七条の九第一項」を「第二十三条第一項」 に改め

、同条を第八十三条とする。

第三十条中 「第二十条の三」 を「第六十七条」に改め、 同条を第八十二条とする。

第二十九条第一項第 一号中 「第二十四 \_ 条 (第八号) を 「第七十六条 (第四号から第六号まで、 第九号、

第十一号及び第十二号」に改め、 同項第二号中「第二十四条 (第八号」を「第七十六条 (第四号か ら第六

号まで、第九号、 第十一号及び第十二号」に、 「第二十五条」を「第七十七条」に改め、 同条を第八十一

条とする。

第二十八条中「各号」の下に 「のいずれか」 を加え、 「あつた」を「あった」 に、 「行為」を 達 反行

「登録 認定機関 の代表者、 \_ を 「登録 認 証 機関若しくは登録試験業者 (これらの者が法 人であ

場合にあっては、 その代表者) 又はその」 に改め、 同条第一号中 「第十七条の五第三項」を 「第十九 条第

三項」に改め、 同条第二号中「第十七条の八第一項」を「第二十二条第一項」に改め、 同条第三号中 「 第

十七条の十三」 を「第二十七条」に、 「保存しなかつた」を「保存しなかった」 に改め、 同条第四号中

第十七条の十五第二項」を 「第二十九条第二項又は第五十二条第二項」に改 め、 同条を第八十条とする。

第二十七条第一号中 「第十七条の十五第一 項」を「第二十九条第一項又は第五十二条第一項」に改め、

ら第五 同条第二号及び第三号を削り、 項まで」に、 「第三項まで若しくは第二十条の二第 同条第四号中 「第二十条第一項から第三項まで」 項 から第三項まで」 を を 「第 「第六十五条第一項か 五 項まで若しくは

第六十六 条第 項か ら第五 項まで」 に改 め、 同 号を同条第二号とし、 同 条を第七 十 九条とする。

第二十六条中 「第十七条の十四」を「第二十八条又は第五十一条」 に改 め、 同条を第七十八条とする。

第二十五条中 「第十七条の十二第二項」を「第二十六条第二項又は第五十条第一項」に、 「登録」 認定 機

関 の代表者、」 を「登録認 証 機関若しくは登録試験業者 (これらの者が法人である場合にあっては、 そ

代表者)

又はその」

に改め、

同

一条を第七十七条とする。

第二十四 条第 号 中 「第十二条」 を 「第八条」 に改 め、 同条第二号中 「第十四 条第六項」 を 「第十条第

六項」 に改め、 同条第二号の次に次の一号を加える。 同条第四号を削 り、 同 条第三号中 「第十八条」を 「第三十七条」 に改め、 同号を同条第四

本邦において第三十条第五項におい · て準 用する第十条第六項又は第七 項の規定に違反した認証

第二十四条第五号を次のように改める。

外

国

取

扱業者、

認

証

外国

生産

行

程管理者又は認

証

外国

[流通行程管理者

 $\bar{O}$ 

五 第三十八条の規定に違反した者

第二十四条第八号中 「第十九条の十四第三項」を 「第六十一条第三項」に改め、 同号を同条第十一号と

同条第七号中 「第十九条の十二」 を 「第四十一条第一項」 に改め、 同号を同条第八号とし、 同号の次

に次の二号を加える。

九 第五十七条の規定に違反した者

十 第五十八条の規定に違反した者

第二十四条第六号中 「第十九条の十一」 を 「第四十条」 に改め、 同号を同条第七号とし、 同条第五号の

次に次の一号を加える。

六 第三十九条第一 項又は第二項の規定による格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反

した者

第二十四条に次の一号を加える。

十二 第六十四条の規定による処分に違反した者

第二十四条を第七十六条とし、第六章中第二十三条を第七十四条とし、 同条の次に次の一条を加える。

#### (省令への委任)

第七十五条 ک <u>ー</u> 法 律に定めるも ののほ か、 この法律の施行に関 し必要な事項は、 農林 水産省令 (第五十

九 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 定め 5 れ た品質に関 する表示の 基準に関するも  $\overline{\mathcal{O}}$ につい て は、 内 閣 府 令 農林

水産省令)で定める。

第二十二条を第七十三条とし、第二十一条の三を第七十二条とする。

第二十一条の二第一項中

「第十九条の十四第一項」

を

「第六十一条第一項」に、

「あつては」を

「あっ

ては」 に改め、 同条第二項中 「あつた」 を 「あった」 に、 「第十九条の十三及び第十九条の十四」 を 「第

五. 十九条及び第六十一 条」 に 改 め、 同条を第七十条とし、 同条の 次に次の一 条を加 える。

日 本農林 規格の 活用を図るための 施 策

第七十一条 国及びセンター は、 取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用が図られるよう

日 本農林 規 格に 関する 制度の普及に努めなければならない。

2 前 項に定め るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 国及び センター は、 規格に関する啓発及び普及、 規 格 に関する専 菛 的 知 識

を有する人材の育成及び

確保、

規 格

に関する国際機関

スその

他 . (T)

国際的,

な枠組みへ

の参画その

他

必要な施

策を講ずるよう努めなければならない。

第二十一条第一項第 一号中 「農林物資」 の 下 に 「(その包装、 容器又は送り状に格付 の表示の付してあ

る場合における当該農林物資を含む。 又は適合 0 表 示に係 る農 林 物 資 0 取 扱い · 等 の方法」 を加 え、 同 項

第二号を同項第三号とし、 同項第一号の次に次の一号を加える。

登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

兀 事実に 相違して日本農林規格 に定め る基準に適合している旨の表示が行わ れてい る場合において、

これを放置しては 日 本農林規格 に定め る基準  $\mathcal{O}$ 適合に関する表示に対する信頼 を損なうおそれ が あ

るなど、日本農林規格 0 利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第二十一条第二項中「あつた」を「あった」に、 「第十九条の二(第十九条の六第三項において準用す

る場合を含む。) 第十九条の十五及び第十九条の十六」 を「第三十九条、 第五十条、 第五十五条、 第六

十四条又は前条」に改め、同条を第六十九条とする。

第二十条の三中 「第三項」 を 「第五項」 に改め、 同条を第六十七条とし、 同条の次に次の一条を加える。

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

第六十八条 農 林 水 産大臣 は 事実 に 相 違 して 日 本農林規格 に定め る基準 に 適合、 してい る旨  $\mathcal{O}$ 表 示が 行わ

れ 7 い る場合に お 1 これ を放 置 し 7 は 日 本 農林 規 格 に 定 め る基 準 0) 適 合 に 関 す る表 示 に 対 Ź

頼を損なうおそれがあるなど、 日本 農林 規格 の利 用に著 L い支障を及ぼ す おそれが があると認めるときは

当該表示を行った者に対し、 必要な措置をとるべきことを指示することができる。

らなかったときは、その旨を公表することができる。

2

農 林.

水

産

大臣

は、

前項

 $\mathcal{O}$ 

規定による指示を受けた者が、

正当な理由がなくてその指示に係る措置をと

第二十 第 項 中 登 録 認 定機 関 を 「 登 録 認 証 機 関 に、 認定に」 を 認 証 [<u>C</u> に、 従業

を 「従業者」 に改 め、 同 条第 二項中 同 項に規定す る者  $\mathcal{O}$ 工場、 ほ 場」 を 認認 証 品質取 扱 業者 認 証 生

産行 程管理者、 認証 流 通行 程管理者、 認証 小 分け業者、 認証 輸 入業者若しくは認証 方法取扱業者若 しくは

指定 農林 物資  $\mathcal{O}$ 取 扱業者、 販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその 事 業に 関 して関 係  $\mathcal{O}$ あ る事 業

者  $\bar{O}$ ほ 場、 工 場」 に 改 め 「格付若 しくは」  $\mathcal{O}$ 下 12 適 合 0 表示若しくは」 を加え え、 従業員」 を 一従 業

者」 に改 め、 同条第-七 項中 「第三項」 を 「第五項」 に、 「前条第四 項及び第五 項」 を 「前条第六項及び第

員

条第三 七項」 改 め、 項中 同 に改め、 同 条第 項 を 「前条第三 同 五 条第 項中 同項を同条第九項とし、 七 「従つて」 項」 項 らし、 を 前 を 同 条第四 条第 従 いって」 兀 項」 項 同条第六項中 中 に、 に、 前 「第三項」 項」 同 項 「第三項」 に規定す を 「前 を 各 「第五 を る者の工 項 「第四 項」 に 改 に 項」 場  $\Diamond$ に改め、 ほ 同 行行 場」 項 つた」 を同 を 同項を同条第八項 条第六項 「第五 を 行行 + 九 0 た 条 第 12 同

項の て 関 規定により品質に関する表示の基 係  $\mathcal{O}$ ある 事 業者 のほ場、 工 場」 に、 準が 定めら 「従業員」 れ 7 を 1 る農林物 「従業者」 資 に改め、 の取扱業者又はその者とその 同 [項を同り 条第四 「項とし、 事 業 に 同 関 項

 $\mathcal{O}$ 

次

(C

次

の <u>ー</u>

項

んを加い

え

る。

5 農林 項  $\mathcal{O}$ 表 水 示 産 を行 大 臣 0 は た者 前 文は 条 第 その者とその 五. 項  $\mathcal{O}$ 場 合に 事 お 業 1 に て 関 必 要が L て関 あ 係 ると認め 0 あ る事 るときは、 業者  $\mathcal{O}$ ほ 場、 セン ター 工場、 に、 店 第六 舗 試 + 八 験 条第 所

事 務 所 事 業 所又は 倉庫 そ 0 他 の場所に立ち入り、 その表 示 に 関する業務 の状況若 しくは帳簿 書類そ

第二十条の二第二項の次に次の一項を加える。

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

物

件

を検査させ、

又は

従業者その

他

 $\mathcal{O}$ 

関

係者に質問させることができる。

3 農林 水 産 大臣 は、 前 条第三項  $\mathcal{O}$ 場 合に お 1 て必要があると認めるときは センター に、 登録 試験業者

又はその登録試験業者とその業務に関して関係 のある事業者の 試 、験所、 事 務所、 事業 所又は倉 庫その他

 $\mathcal{O}$ 場 所 に立 5 入り、 試 験等 に 関する業務  $\mathcal{O}$ 状 況 若 しくは 帳 簿、 書 類その 他  $\mathcal{O}$ 物 件 を検査 させ、 又 は 従 業

者その他の関係者に質問させることができる。

第二十条の二を第六十六条とする。

第二十条第 項中 「登録 認定機関」 を 「登録認証機関」 に、 「認定に」 を 「認証 にに、

「従業員」

を

従業者」 に改 め、 同 条第二 項中 「認定製造業者等、 認定生 産 行程管理者、 認定流 通行 程管 理者、 認定 小

分け 業者 認定 輸 入 、業者、 指定農林 物 資  $\mathcal{O}$ 生産業者」 を 認 証 品品 質取扱業 者 認 証 生産 行 程 管 理 者 認 証

流 通 行 程 管 理 者 認 証 小 分 け 業 者、 認 証 輸 入業者若 L Š は 認 証 方 法 取 扱業者: 若 L は 指 定農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱

業者」 に改め、 「同じ。 の 下 に 「若しく は 適合  $\mathcal{O}$ 表示」 を加え、 二 場 ほ 場」 を 「ほ 場、 工 場 に

改め、 格付若 しくは」の下に 「適合の 表示若しくは」を加え、 「従業員」 を 「従業者」 に 改 め、 同 条 第

六項 中 「第三項」 を 「第四 項」 に改 め、 同 項を同 条第八項とし、 同条第一 五. 項中 第 三項」 を 「第 五 項」 に

改め、 同 項 を 同 条第 七 頃とし、 同 条第 匹 項 中 前 三項」 を 前 各 項 に 改 8 同 項 を同 条第六項 同

条第一 |項中 「第十九 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 項」 を 「第六十一 条第 項」 に、 第 + 九 条の 十三 一第 項」 を 「第五 +

九条第 項」 に、 製造業者等」 を 「取扱業者」に、 亍 場、 ほ 場」 を 「ほ 場、 工場」 に、 「従業員」 を

従業者」 に 改 め、 同 項 を 同 [条第四 項 とし、 同 項  $\mathcal{O}$ 次 に次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

5 農林 水 産 大 臣 は、 第六 + 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 に 必 要 な限 度 に お 1 て、 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 表 示 を行 0 た者 若

は その者とその 事 業に 関 L て 関 係  $\mathcal{O}$ あ る 事 業者 に 対 Ĺ そ  $\mathcal{O}$ 表 示 に 関 L 必 要な 報告 若 L Š は 帳 簿、 書

類そ 0 他 の物 件  $\mathcal{O}$ 提 出 を求 め、 又は その 職員に、 これらの者  $\mathcal{O}$ ほ場、 工 場、 店 舗 試 験 所 事 務 所 事

物 侔 :を検査・ させ、 若 しく は 従 業者 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係者 12 質問 させることができる。 業所若

しく

は

倉庫

そ

0)

他

0

場所に立ち入り、

そ

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

表示に関

する業務

 $\mathcal{O}$ 

状況若しく

は帳

簿

書

類そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

第二十条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林 水 産 大 臣 は ک 0 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 に 必 要な限 度に お į١ て、 登録 試 験業者若し Š は そ Ō 登 録試 験業 者と

そ 0 業務 に 関 して 関 係 (T) あ る事業者に 対 試 験等 に関する業務に関 必 要な報告若 しく は 帳 簿、 書 類

その 他  $\mathcal{O}$ 物 件  $\mathcal{O}$ 提 出 を求 め、 又は そ の職員に、 これ らの 者 の試 験 所 事 務 所 事 \*業所若 L Š は 倉 庫 そ  $\mathcal{O}$ 

他  $\mathcal{O}$ 場 所 に <u>\frac{1}{12}</u> 5 入り、 試 験 等 に関 す る業 務  $\mathcal{O}$ 状 (況若) しく は 帳 簿、 書類そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件 を検査させ、 若しく

は従業者その他の関係者に質問させることができる。

第二十条を第六十五条とし、 第五章中第十九条の十六を第六十四条とする。

第十九条の十五 第 項中 「第二条第三項第一 二号に掲げる基準に 係る日本農林 規 格 を 「日本農林規格

第二条第二項 第 号に · 掲 げ る事 項 に 0 1 ての 基準 を内容とするも 0 に限 る。 に お 1 て '名称」 「で あ

つて」を「であって」に、 「日本農林規格において定める名称」 を 「名称」 に、 「当該 日 本農林規 格に お

て定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の」を 「次に掲げる」 に改め、 同項に次の各号

を加える。

当該 日 本農林規格に お *(* ) て定める品質とは異なる品質の 他 0 農林物資

当該 日 本 農林 規格 に お V て定 め る生 産 行 程とは日 異なる生産 行 程 により 生 一産され る他 の農林 物資

三 当 該 日 本農林 が規格に、 お į١ て定め る流通 一行程とは異なる流通行程により 流通され る他  $\mathcal{O}$ 農林 物 資

第十九条の十五第三項中 「農林物資の」 を削り、 同条を第六十三条とし、 第十九条の十四 の二を第六十

二条とする。

第十九条  $\mathcal{O}$ + 匹  $\mathcal{O}$ 前  $\mathcal{O}$ 見 出 L を削 り、 同 条第 項 中 「第十九条の十三第 項」 を 「第 五 十九条第 一項」

に、 製造業者等」 を 「取扱業者」 に改 め、 同条第二 |項中 「あつては」 を 「あっては」 に改め、 同条第三

項及び第四項中 「とらなかつた」 を 「とらなかっ た に改め、 同条を第六十一条とし、 同条の前 に見出し

として「(表示に関する指示等)」を付する。

第十 九 条 Ď 十三の二中 「製造業者 等」 を 取 扱業 者」 に改め、 同条を第六十

第十 九条の十三の 見出 L を  $\neg$ (取扱業者が 守 るべ き表示の の基準)」 に改 め、 同 条第 項中  $\neg$ 生 産  $\mathcal{O}$ 方

法又は流 通 の方法に特色が あり、 これ により価値 が 高まると認めら れるものを除く。 を削 り、 「あ 0

た を 「あ った」に、 「製造業者等」 を 取 扱業者」 に改め、 同 条第五項中 「第七 条第二項並 び に 第十三

条第 項」 を 「第三条第二 項 並 びに 第 九 条第 項」 に 改め、 基 準に つい . て \_ 0) 下に  $\neg$ それぞれ」 を加

え、同条を第五十九条とする。

第四章の章名中「格付」を「格付等」に改める。

第十 几 条 小の見 出 L を  $\neg$ (格付) に改 め、 同 条 第 項中 「農林物資 の製造、 加 工 (調 整 又は選 別を含む

以 下 同 輸入又は [販売] を 国内 12 お 1 て農林物資  $\mathcal{O}$ 生 産、 販 売そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他  $\mathcal{O}$ 取 扱 \ \_ ' に、 製造 業

者等」 を 取 扱 災業者」 に改 め、 「ところにより」 の 下 に ほ 場」 を加え、 「 登 録 認 定 機 関  $\mathcal{O}$ 認 定 を

登録 認 証 機関 0 認証 に、 「製造し、 加工し、 輸 入し、 又は販売する当該 認 定 を 取 り 扱 う当 該 認証

に改 を内 を する 玉 丙 ほ —当 ť 場 容とするも め、 に 該 お  $\mathcal{O}$ の下 に限 認 1 「つい 証 7 に 農 る。 のに限る。 に改め、 て日本農林規格」 林 物 第三十条第 工 資 場 を生 日日 を加い 産 第三十条第二項において同 することを業とする者」 本農林規格」 項に え、 の 下 に お 登 *(* ) 録 7 「(第二条第二項第一号イに掲げる事項につい 同じ。 認定機 の 下 に 関  $\mathcal{O}$ (第二条第二 認定」 ľ, に改 を加 \_ め、 え を を加え、 同 「その 一項 第 登 条第二項中 録 認 他 号 口  $\mathcal{O}$ 証 機 (第二条第三 関 に掲げる事  $\mathcal{O}$ 「農 下  $\mathcal{O}$ 林 認 に 物 証 国 資 項 項に に、 内  $\mathcal{O}$ ての基準を内容と 第二号に に 生 つい 産業者」 お 当 1 て 該 て 掲 認定」 0) を げ 基 を、 潍

定 基準 販 売 す を に · 係 ることを業とす 「 登 る 録 Ł 認  $\mathcal{O}$ 号 ハ に限り 証 機 る。 関 うる者」  $\mathcal{O}$ 認 \_\_ 証 を削 に に、 改 め、 り、 当 同 「その **|**条第| 該 認定」 他 項  $\bigcirc$ を 中  $\mathcal{O}$ 「当該 農林 下 に 認 物 玉 資 証 内  $\mathcal{O}$ に改 販売業者」 に お め、 1 <u>て</u> 日 を加 を 本 農 玉 え 林 内 規 に 格」 登 お 録 1 て  $\mathcal{O}$ 認 農 下 定 林 に 機 物 関 資  $\mathcal{O}$ ( 第 認 を

中 第二 を加え、 一条第三 項 第 (第二条第三項第三号に 号」 を 「第二条第二 一項第一 掲げ る基準に係るもの 号イ」 に改め、 に限 掲 げ る。 Ź  $\mathcal{O}$ 下 を削 に り、 事 項 同 [条第四 E 0 *\* \ 項 て 第  $\bigcirc$ を 号

加

え、

同

項第一

二号中

「第二条第三項第二号」

を

「第二条第二

項

第

号

口

に

改

め、

掲

げ

Ś

の 下

に

事

二条第二項第

に掲げ

る事項に

うい

ての基準

を内容とするも

のに限る。

第三十条第三項

E

お

1

て 同

げる」 項に 定 という。 認 同 条第七百 を 証 0) *\*\ 品 認 下に ての」 質 項中 又は 取 証 扱 第三項 災業者」 事 に、 を加え、 「農林 項 に -物資 という。 農林 0 の認証を受けた流通行程管理者 **(** ) 同 0 項第三号中 7 物 製造業者等、 資  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ を 製造 第二項 加 ええ、 ·業者: 「第二条第三項第三号」 · 等、  $\mathcal{O}$ 生産行程管理者又は 同 認証 条第 生 を受けた生産行 産 五. 行 項中 程管 ( 以 下 第 理 者 認認 を 項 流 又 証流 か 通行 程管理者 は 「第二条第二項第一号ハ」 5 流 第三項 程管理 通行 通 行 程 程 ( 以 下 (まで」 者」 管理 管理 者」 を 者」 を 認 認認 という。 を 証 第 証 生 取 品質 産 に改 項」 行 扱 取 程 業 に め 管 者 扱 に改め 理 ( 以 下 者」 認認 「 掲

認 証 を 生 産 認 行 証 程管 12 理者 改  $\Diamond$ 又 は 同 認 項 を 証 流 同 条第 通 行 程 九 管理 項 ك ل 者 に、 同 条 第 「なつた」 七 項  $\mathcal{O}$ 次 を に 次 っな  $\mathcal{O}$ 0 項 た を に改 加 える。 かめ、 同 条第 八 項 中 認認 定

8 者 カン 認 ら格: 証 流 付 通 0) 行 表示 程管 理者 (第二条第二項第 が 他  $\mathcal{O}$ 認 証 流 通 号 行 程管 ハに掲げ 理 者 る事項に 又は第三十条第四 つい ての 基準 項 ĺZ に 規 (係る) 定す る認 ŧ のに 証 限る。 外 玉 流 以 下 通 行 この 程 管 項 理

送り 第三十条第 /状に: 格 付 匹  $\mathcal{O}$ 表 項及び第四 示  $\mathcal{O}$ 付 L 7 <del>十</del> あ る場 条第二項に 合に お け お る当該 いて同じ 農林物資を含む。) の 付 してある農林物  $\mathcal{O}$ 流 通 行 資 程 (そ  $\mathcal{O}$ 管  $\mathcal{O}$ 包装、 理 又 は 容器 把 握 を引 又 は

き継 1 だときは、 当該 格 付  $\mathcal{O}$ 表 示 は、 第 五. 項 0 規定 により 当該 認証 流 通 行 程管型 理者 が 付 L た格 付  $\mathcal{O}$ 表示

とみなして、前二項の規定を適用する。

第四章第一節中第十四条を第十条とする。

第十一 五. 条 第 項 中 農林 物 資  $\mathcal{O}$ 小 分け」 を 国 内 に お į١ て農林物資を小分けすること」に、 「 登 绿 認定

機 関  $\mathcal{O}$ 認 定 を 「 登 録 認 証 機 関 の認 証 に改め、 (第二条第三項第二号に掲げる基準に係るも Oに 限 る

0 以下この項及び第十九条の四において同じ。 \_ \_ を削り、 「当該認定」 を 「当該認証」 に、 当 該 表示

を 「 格 付 の表示」に、 同 . 条 \_ を「第三十一条第 項」に改め、 同条第二 項中 「前条第八項」 を 「前

第九 項」に、 「認定」 を 「認 証 に改 め、 同条を第十一条とする。

第十五 条 か 二 一第 項中 第十 九 条  $\mathcal{O}$ 十五 第 項に規定する指定農林物資 (以下この条、 第十八条第 項

第五号及び第十九条の二に において 「指定農林物資」 という。 の輪 入業者」 を 「農林: 物資を輸 入すること

を業とする者 ( 以 下 「輸入業者」という。) に、 「指定農林物資の」を 「農林物資の」 に、 「登録 認定

機関  $\mathcal{O}$ 認定」 を 録 認 証 機関  $\mathcal{O}$ 認 証 に、 「当該 認定」 を 「当該認証」 に、 「指定農林物資に」 を 「農

林物 資に」に、 「当該指 定農林物 資 を 「当該農林物 資」 に改め、 同 条第二 項中 指 定農林 物 資 を 「農

林物資」 に、 「よつて」を「よって」 に改め、 同 条第四 ]項中 「第十四 条第八項」 を 「第十条第九項」 に、

条

「認定」を「認証」に改め、同条を第十二条とする。

第四章第二節の節名を削る。

第十-九 条 の十二中 「農林: 物 資 の生産業者又は販売業者」 を 取 扱業者」 に 改め、 「第二条第三項第二号

又は第三号に掲げる基準 に係る日本農林規格が制定されてい る農林物資であつて」 を削り、  $\bigcup$ で あつて

であって」に、 「当該表示」 を「格付の表示」に、 「当該日本農林規格」 を「日本農林規格」 に

改め、同条に次の一項を加える。

2 認 証 流 通行程管理者又は 認証外国 流通行程管理者は、 その認証に係る農林物資 (当該農林物資又はそ

 $\mathcal{O}$ 包 装 容器 若しく は送り 火状に格が 付  $\mathcal{O}$ 表 示 の付し てあるも  $\mathcal{O}$ で あって農林 水産省 令で定め る ŧ 0) に 限 る

の流 通行程の管 一理又は 把握 が 他 0 認 証流通 行程管理者 又は 認証外国 流 通行程管理者に引き継が れな

1 ときは、 遅滞なく、 その表示を除去し、 又は抹消しなければならない。

第四章第六節中第十九条の十二を第四十一条とする。

第十九条 が 十 <u>ー</u>の 見出 L 中 「 格 付  $\mathcal{O}$ 表示」 を 「格付の 表 (示等) に改め、 同 条中 「農林物資の」 を削り、

「又はこれ」を 「若しくは適合の表示又はこれら」に、 「当該 表示の」 を「これらの表示の」 に改め、 同

示 生 取扱業者」に、 条ただし書中 分け業者」に、 産 に改 証に 行 程 め、 管 に、 理 者」 同 「場合には」 条第三号中 「認定に」 「認定に」 「もの」を を 認 証 を を を 外 「格付の表示」 「認定外国 玉 認認 認認 「場合は」 生産 証 証 [Z 行 12 流通行程管理者」 程管理者」 に、 に、 に改め、 に改め、 £ £ <u>の</u> に、  $\bigcirc$ 同条第一号中 同条第四号中 を を 認 を 「格付の 格付 定 認認 に 証  $\mathcal{O}$ 「認定外国製造業者等」 表示」 表 を 外 「認定外国 国 示 認認 流 に改 通 に 証 行 に 改 め、 め、 程管理者」 小分け業者」 に、 同 同 条を第四十条とする。 条第二号中 £ に、 を  $\bigcirc$ を 認認 を 認認 認 証 定に」 証 格 認 品質外国 外国小 付 定 外  $\mathcal{O}$ を 表 玉

第四章第六節の節名を削る。

第十六条第一 第一 条」 + 十 九 匝 第十 条の に、 項各号」 条第二項、 九 八 条 「登録外国  $\mathcal{O}$ と、 項中 と + 第十 中 第十七 「第十四 第 第十七条の二第一 認定機関」 五条から第二十五 十六条第二項、 条 条第 の二第一 を 項」 「登録外 項 中 に、 第十 条まで、 項各号」 第十六条第 国 七 「第十九条の八」 認証 条から第十七 とあるのは 第二十六条第四項」 機関」に、 項 条 第十 と、 を  $\bigcirc$ 「第十六条第二項中 + 「第十四 第十 九条の十に に、 まで、 七 条 条 「第十七条の十三」 第 Ò 第十七 十中 おい 二項 之 条 中 て準用する第十七 「前項」 第十 0 前 十二第 Ė 項」 条の二 とある とあ を 兀 項」 「第二十 第 り、 0) は を 項 各 及び 「第 「 第 Ė

請求する」と、  $\mathcal{O}$ 五. とあるのは を 第十七条の十 「第十九条の十において準用する第十七条の二第一項各号」と、 「第三十四 · 条 \_ と 中 「第十七 第二十 条の 应 |条及び 五. 第二十五 とあるの 条中」 は 「第十九条の十にお に、 「第十七 条 「命ずる」とあるのは *(* )  $\mathcal{O}$ 7 十二第四 準 甪 する第十 項 中 七 を 条

第二十六条第四 頂中」に、 「第十九条の 九第一 項」を「第三十五条第一項」 に改め、 同条を第三十六条と

し、同条の次に次の節名及び三条を加える。

第七節 格付の表示等の保護

(格付の表示等の禁止)

第三十七条 何 人も、 次に · 掲 げ る場合を除き、 農林物資又はその 包装、 容器若しくは 送り状に格 付 0) 表示

を付してはならない。

 $\mathcal{O}$ 包装、 認証 品 容器若しくは送り状に格付 質取扱業者が、 第十条第一項又は第五  $\mathcal{O}$ 表示を付する場合 項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はそ

認証 生 産 行 程 管 1理者が 第十条第二 項又は第五 項  $\hat{\mathcal{O}}$ 規定に基づき、 その 生産行 程 の管理若 しくは把

握 に係 る農 林物資又はその 包装、 容器若しくは送り 状に格付 の表示を付する場合

 $\equiv$ 認証 流 通行程管理者が、 第十条第三項又は第五項の規定に基づき、 その流通行程 の管理若 しくは把

握 に 係 る農林物 資 父はそ  $\mathcal{O}$ 包装、 容器若 しくは送 り 状に格付  $\mathcal{O}$ 表示を付する場合

兀 第 + 条第 項  $\mathcal{O}$ 認 証 を受け た小 分け 業者 ( 以 下 認認 証 小 分け 業者」 という。 が、 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定に

基づき、 小分け 後 の当該 農林物資又はその包装、 容器若しくは送り /状に: 格付  $\mathcal{O}$ 表示を付 する場合

五. 第十二条第一 項 の認証を受けた輸入業者 ( 以 下 「認証輸入業者」という。) が、 同 項 の規定に基づ

き、 その輸入に係る農林物資又はその包装、 容器若しくは送り状に格付 の表示 を付する場合

六 認 証 品品 質 外国 取 扱業者 が 第三十条第 項又は 同 · 条第 五項にい お 1 て準 用する第十条第五 項  $\mathcal{O}$ 規定に

基 立づき、 そ  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に係 でる農林 物資又はその 包装 容器若、 しくは 送り 状 に格 付  $\mathcal{O}$ 表 示 を付 す る場

七 認 証 外 玉 生産 行 程管理者が、 第三十条第二項又は同条第五項に おい て 準 用する第十 条第五 項 0) 規定

に 基づき、 その 生 産行. 程 の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、 容器若しくは送り状 に格

付の表示を付する場合

八 認 証 外 玉 流 通 行 程管 理者が、 第三十条第三項又 は 同 条第五 一項にお 1 て準 用する第十 -条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規定

に 、基づ、 き、 その 流 通 行 程 の管理若しくは把握 に係 る農林物 資又はその包装、 容器若しくは送り 状 に格

### 付の表示を付する場合

九 認 証 外国 小分け業者が、 第三十一条第 項の規定に基づき、 小分け後 の当該農林物資又はその 包装

、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

2

何人も、

第十条第一項か

ら第三項まで若しくは第五項

(第三十条第五項において準用する場合を含む

第十 一条第一項、 第十二条第一項、第三十条第一 項から第三項まで又は第三十一 条第一 項  $\mathcal{O}$ 規 定

に基づく格付 の表示の付してある農林物資 (その包装、 容器又は送り状に当該格付の 表示の付 てあ

場合における当該農林物資を含む。) に関する広告等に当該 格付  $\mathcal{O}$ 表 示を付する場合を除き、 農林 物 資

又は 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 等に関 する広告等に格 付  $\mathcal{O}$ 表 公示を付い しては ならな

3 何 人も、 試験等に に係る証 明 (書に格付の 表示を付 してはならな

4 何 人も、 農林物資若しくはその包装、 容器若しくは送り状、 農林物資若しくは農林物資の取扱い等に

関する広告等又は 試 験等に係る証明書に格付の表示と紛らわ しい 表示を付してはならな

(適合の表示等の禁止)

第三十八条 何人も、 次に掲げる場合を除き、 農林物資又は農林物資の取扱 い等に関する広告等に適合の

表示を付してはならない。

第十三条第一 項の認 証 を受けた取扱業者 ( 以 下 「認証. 方法 取扱業者」 という。 が、 同 1項の規定に

基づき、 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 į, 等に 関 する広告等に適 合の 表 示 を付い する場合

第三十三条第一

項の

認証を受け

た外国

[取扱業者

(以 下

認認

証

方法外国

.取扱業者」という。)

が、

同

項 の規定に基づき、 農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示を付

してはならない。

2

何

人も、

農林物資若しくはその包装、

3 何 人も、 農 林 物 資若しくは農林物資  $\mathcal{O}$ 取扱 い等に関する広告等、 農林物 資若 しくはその包装 容器若

しくは送り 状又は試験等に係る証明書に適合の表示と紛らわ しい 表示を付してはならない

(改善命令等)

第三十九条 農林 水産大臣は、 第十条第一 項から第三項までの規定による格付又はこれらの規定若しくは

同 条第五 項、 第十 条第一 項若しくは第十二条第 項  $\hat{\phi}$ 規定に基づく格付  $\mathcal{O}$ 表 示が適当でない لح 認 め る

ときは 当該 格付を行い、 又は当該格付の表示を付し た認 証 品質取扱業者、 認証 生産 行程管理 者 認証

流 通行程管理者、 認証 小分け業者又は認証輸入業者に対し、 期間を定めてその改善を命じ、 又は格付の

表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

2 農林 水 産 大 臣 は、 第十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に基 づく適合 0) 表 示 が適当でな いと認めるときは、 当該 適

 $\mathcal{O}$ 表 示を付 ľ た認 証 方法 取扱業者に対し、 期間を定めてその改善を命じ、 又は適合の 表示の除 去若しく

は抹消を命ずることができる。

3 農林水産大臣は、 前二 項 (T) 規定による命令を受けた者が、 正当な理由がなくてその命令に応じなか 0

たときは、その旨を公表することができる。

4 第 項 及び 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 は 認 証 品 質 外 国 取 扱業者、 認証 外国 生 産行程管 1理者、 認 証 外 玉 流 通行 程 管理 者

又 は 認 証 外 玉 小分け業者について、 前二 項 の規定 は認証方法外国取扱業者について、 それぞれ準 用する

この場合に おいて、 第一 項 中 「第十条第一 項から第三項まで」 とあるのは 「第三十条第一項か ら第三

項まで」と、 「同条第五 項、 第十一 条第一 項若しくは第十二条第 項」とあるのは 同 · 条第 五. 項に お 1

て準 用する第十条第 五項  $\mathcal{O}$ 規定若 しくは第三十 条第一項」と、 「命じ」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「請 求

命ずる」とあるのは 「請求する」と、 第二項中 「第十三条第一項」とあるのは 「第三十三条第一項」 لح

「命じ」 とあるのは 「請求し」と、 「命ずる」とあるのは 「請求する」 と 前項中 「命令」 とあるの

は「請求」と読み替えるものとする。

第十 九 条  $\mathcal{O}$ 九 第 項 中 登 録 外 玉 認 定 機 関 を 「登録外 国 認 証 機 関 に、 「第十七 条各号」 を 「第十五

条各号」に、 「至つた」 を 「至った」 に改 め、 同 条第二項 中 「 登 绿 外国 認 定 機 関 が を 「登録 外 玉 認 証 機

関が」 に、 「定めて認定」 を 「定めて認証」 に改め、 同項第 一 号 中 「第十 七条の五、 第十七 条の六 第 項

第十七条 の七第一 項、 第十七条の八第一 項、 第十七 条の 九第一 項又は第十 七条の十三」 を 「 第 + 九

第二十条第 項、 第二十一条第一 項、 第二十二条第 項、 第二十三条第一 項又は第二十七条」 に 改 め、 同

項第二号中 「第十七 条 Ò 九 第二項各号」を「第二十三条第二項 各号」 に改 め、 同 項 第三号中 「 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 

十又は 第十七 条の 十 一 \_ を 「第二十四条又は第二十五条」 に、 「応じなか つた」 を 「応じなか 0 た に 改

め、 同 項第五 号中 「農林水産大臣が」 を 「農林水産大臣が、」 に、 「登録: 外国認定機関」 を 「登録外国 認

証 機 関 に、 認定に」 を 「認証に」 に改 め、 同 項第六号中 「農林水 産大臣 が を 「農林 水産大臣 が、 \_

に、 っに 登録 外 国 認 定機関」 を っに 登 録 外 玉 認 証 機 関 に、 「認定に」 を 認証 1 に、 登 録 外 玉 認定

機関  $\mathcal{O}$ 代 . 表者」 を 登 録 外 玉 認 証 機関若 L Š はその 代表者」 に改 め、 同 条第一 三項中 「登録 外国 認 定 機関

証 を 登録: に、 外国 「応じ 認証機関」 なか 0 たし に を 改 め、 「応じ 同項第一 な か 0 号中 た に 「認定」 改 め、 を 同 条 「認証」 第四 項 中 に改め、 登 録 外国 同項第二号中 認 定 機 関 「認定」 を 登 を 録 外 認認 玉

認証機関」に改め、同条を第三十五条とする。

第十 九条 Ò 八  $\mathcal{O}$ 見 出 しを **登** 録 外 玉 認 証 機 関  $\mathcal{O}$ 登 録) に 改 め、 同 条中 「登録 外国 認定 機関 を 登

録 外 玉 認 証 機 関 に、 に より第 + 九条の三又は第十 九 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 認定」 を に おいて第三十条第 項 カン 5

第三 項 まで、 第三十 条第 項又 は 前 条第 項 0) 認 証 に、 「認定」 を 「認証」 に、 手続 に従 

を「ところにより」に改め、同条を第三十四条とする。

第四章第五節の節名を削る。

第十 九 条 Ď 七  $\mathcal{O}$ 見 出 L を (認 証 品 質 外 玉 取 扱業者等の 公示) に改り め 同 条中 「第 十七 条の 五. 第三 項

第十. 九条の十」 を 「第十 九条第三項 (第三十六条) に、 外国 [製造業者等、 外 玉 生産 行 <u>|</u>程管| 理者、 外 玉

流 通 行 程 管 理 者 文は 外 国 一小分け ジ業者」 を 認認 証 品 質 外国 取 扱 業者、 認 証 外 国 生産症 行 程管 理者、 認 証 外 玉 流

通行 程管 理者 又 は 前 条 第 項  $\hat{O}$ 認 証 を受け た外国 小 分 け 業者 ( 以 下 認 証 外 国 小 分け業者」 という。

に改 め、 同条を第三十二条とし、 同条  $\mathcal{O}$ 次に 次 の 一 節 及び 節 名を加 える。

# 第五節 外国における適合の表示

第三十三条 外国 [取扱業者 は 農林水産省令で定めるところにより、 農林物 資 の取扱い等の方法の区分ご

とに、 あらか じ め 登 録 認 証 機関 又 は 登録 外国 認 証 機 関  $\mathcal{O}$ 認 証を受けて、 その農 林 物 資 0 取 扱 1 等に関 す

る広告等に適合の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

2

第六節 登録外国認証機関

第十九条の五及び第十九条の六を削る。

第十一 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 中 登録 認 此定機関T 又は 登録 外国 認 定機関 の 認 定 を 「登録」 認証機関 又は 登録外国認 証 機関

 $\mathcal{O}$ 認証」 に、 認定に」を 「認証に」 に改め、 同条 に 次の一 項を加える。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第十九条の四を第三十一条とする。

第十九条の三の見出しを「(格付)」に改め、 同条第一 項中 「外国 [製造業者等] を 「外国 取扱業者」

に

改め、 「ある」 の 下 に 「ほ場、 を加え、 「登録認定機関又は 登録外国認定機関の認 定 を 「登録 認証 機

項第二 関又 を に は 改 号 め、 登録外国 登 に掲 録 認 同 げ 条 証 第二 る基準 認証機関 機 関 項中 又 に係 は  $\mathcal{O}$ 登 認証」 る ほ 録 ŧ 場 外  $\mathcal{O}$ 玉 に限 に、  $\mathcal{O}$ 認 下 証 る。 機 に 「製造し、 関  $\mathcal{O}$ 工 認 を削 場」 証 加工し、 を加え、 に、 り、 同 又は 条 認 第三 定 に 登 輸出する当該認定」 項 録 中 認 を 定 「 登 認 機 証 関 録 認定 に 又は に 登 機 関 改 録 を 又 外 取 め、 は 玉 登録 認 り扱う当該認証 定 (第二 外 機 関 玉 認  $\mathcal{O}$ 定 第三 認 機 定

関 二条第三項第三号に掲げる基準に係る  $\mathcal{O}$ 認定」 を 登 骉 認 証 機 関 又は 登録 外国 ものに |認証 限 る。 機 関  $\mathcal{O}$ 認 を削 証 り、 に、 同条に次の二項を加える。 「認定に」 を 認認 証 に に改め、 第

4 前 項  $\mathcal{O}$ 認 証 を受け た外 玉 流 通 行 程管理 者 ( 以 下 認認 証 外 玉 流 通 行 程管 理 者」 という。 が 他  $\mathcal{O}$ 認 証 外

玉

流

通

行

程

管

理

者

又

は

認

証

流

通

行

程

管

理

者

か

5

格

付

 $\mathcal{O}$ 

表

示

 $\mathcal{O}$ 

付

て

あ

る

農

林

物

資

(その

包

装

容

器

又

は

き継 送 り 状 1 だときは、 に格 付  $\mathcal{O}$ 表 当該: 示  $\mathcal{O}$ 格 付 付 L  $\mathcal{O}$ 7 表 あ る 示 場合に は、 次項に お け お る当 V 7 該 準用する 農林 物資を含む。 る第十条第五 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 流 規定により当 通 行 程  $\mathcal{O}$ 管 理 該 又 認 は 把 証 握 外 国 を 流 引

通行 程管理者が 付 L た格付 の表示とみなして、 次項にお į١ て準 用する同条第六項及び第七 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 を適

用する。

5

第 + 条 第 匝 項 かか ら第七 項までの規定は 第 項 の認証を受けた外国取扱業者 (以下 「認証! 品質 外 玉 取 扱

業者」 う。 及び という。)、 認証外 玉 第二項 流 通 行 の認証を受けた外国生産行程管理者 程管理者について、 同条第九 項  $\mathcal{O}$ 規 元定は第 ( 以 下 「認証外国生産行程管理者」とい 項 か 5 第三項 ま で  $\mathcal{O}$ 認 証 に 0

て、 そ れぞ れ 準 甪 す る。 この 場合に お 1 て、 同 条第 兀 項 中 「前三 項」 とあ り、 並 び に 同 条第六 項 第七

項及び第九項中 「 第 一 項から第三項まで」 とあ るの は、 「第三十条第一 項から第三項まで」 と読み替え

るものとする。

第十九条の三を第三十条とする。

第四章第三節及び同章第四節の節名を削る。

第十七 条  $\mathcal{O}$ + 五  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 日 本 農 林 規 格 登録 認定 人機関. を 日 本 農 林 規 格登 録認 証 機 関 に改 め、 同

農林 条第一 規格 項中 <u>|</u>登録| 「 登 認証 立録認 定数 機関 機関で に改め、 な 1 · 者 同条第二 なは、 日本 項中 農林 「登録認定機関 規 风格登録 | 認 定 は 機 関 を を 「登録 「 登 録認 認証 機関 証 機関 は で に、 な 1 者 「日本農林 は 日 本

規格 登録 認定機関」 を 日 本農林規 格 登録 認証機関」 に改 め、 同項に後段として次のように 加 える。

そ  $\mathcal{O}$ 登 録 L た農林が 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱い 等  $\mathcal{O}$ 方 法以外  $\mathcal{O}$ 農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 V 等 の方法についても、 同様とする。

第十七条の十五を第二十九条とし、同条の次に次の節名を付す

## 第四節 外国における格付

第十七条の十 应 中 登 録 認定機関 の役員」 を 「登録認証機関若しくはその役員」 に改め、 「その」 を削

り、 「であつた」を 「であった」 に、 「認定に」 を 認認 証 1 に改 め、 同条を第二十八条とする。

第十七条の十三中 「登録」 認定機関」 を 「登録認証 機関」 に、 「認定に」を 「認証に」 に改め、 同条を第

二十七条とする。

第十七条の十二第 一項中 「登録認定機関が第十七条各号」を 「登録認証機関が第十五条各号」に、 至

つた」 を 「至っ た に改め、 同 条第二項中 「登録 認定機関」 を 「登録る 認 証機関」 に、 「認定に」 を 「認証

に に改り め、 同 項第 号 中 「第十七条  $\mathcal{O}$ 五. 第十七 条の六第 項、 第十七条の 七第一 項、 第十七 条  $\mathcal{O}$ 八 第

項、 第十七条の九第一項」 を 「第十九条、 第二十条第一項、 第二十一条第一項、第二十二条第一 項、 第

二十三条第一項」に改め、 同項第二号中「第十七条の九第二項各号」を「第二十三条第二項各号」 に改め

同 条第三項中 「登録認定機関」 を 「登録認証機関」 に、 「認定に」 を 「認証に」 に改め、 同条を第二十

六条とする。

第十七条の十一中 「登録認定機関」 を 「登録認証機関」 に、 「第十七条の五」を 「第十九条」 に、 認認

定に」 を「認証に」 に、 「認定の」 を「認証の」 に改め、 同条を第二十五条とする。

第十七条の十 中 「登録」 認定機関」 を 「登録認証 機関」に、 「第十七条の二第一項各号」を 「第十六条第

項各号」に、 「適合しなくなつた」 を 「適合しなくなった」 に改 め、 同 条 を第二十四条とする。

第十七条の九第一 項 中 「登録認定機関」 を 「登録 認証機関」 に、 「よつては」を「よっては」に、 「で

あつて」を「であって」に改め、 同条第二項中 「被認定事業者」を 「被認証 事業者」に、 「登録」 認定機関

を 「登録」 認証 機関」 に改め、 同項第一号及び第三号中「もつて」 を「もって」 に改め、 同項第四 |号中

第十七 条 0 八 第 項 中 登 録 認 定機 関 は、 認 定 を 「登録 認 証 機関 は、 認証」 に改め、 同条第二項中

あつた」

を

「あった」

に改め、

同条を第二十二条とする。

であつて」を

「であって」

に改

め、

同条を第二十三条とする。

第十七条の七第一 項 中 「登録認定機関」 を 「登録認証機関」 に、 「認定に」を 「認証に」に、 「 以 下 」

を 「次項にお 7 . て \_ に改め、 同条第二項中 「認定」 を 「認証」 に改り め、 同条を第二十一条とする。

第十七 条 の六 第一 項中 「登録る 認定機関 かは、 認 定 を 登 録 認 証 機関 は、 認証」 に改め、 同条第二項中

あつた」を「あった」に改め、同条を第二十条とする。

え、 に、 に、 第 を 第十七条 十七 認認 「あつた」 認 条 定を」 証 の四 認定」 の 五 第 を を の見出し中 を 「あ 認 項中 つた」 証 認定に」 を 認 「登録認定機関」 証 「認定」 に、 に、 を に改 認認 法 め、 を 被認定事 人又は」 証 「認証」 に 同 を 条第二項中 \*業者」 に改 「登録認証機関」 を に改め、 め、 「者又は を 同 被被 登 条 同条第一 相続 認 第 録 三項 認 証 人 事 定 に改め、 業者」 項中 中 機 (相続· 関 登 「登録認定機関」 に 録 を 人が二人以上ある場合に 「ついて」 改 認 登録 め、 定機 同 関 認 条を 証 の 下 に を 機 関 を 第十九条とする。 登 「登録 「相続、 に、 録 認 お 認証機関 証 認 機 定 を加 関 て、

その 条を第十八条とする。 第十六条 全員  $\mathcal{O}$ の見 に 同 改 意 心により 出 め、 しを 同 事業を承継すべ 条第二 (登録認証機関の 項 曱 登 き相 録 認 続 登録)」 定 機関」 人を選定 を に改め、 「登録 したときは、 同 認 条第 証 機 関 その者。 項 中 に、 「登録認定機関」 第四 法 十六条第 人 を 「者」 を 項 E に 「登録認証 改 な め 1 て 同 同

条 第 機関」 三十条第 に、 項」 項から第三項まで、 を 「外国」 第十 を 条第一 国 内に、 項、 第三十一条第一 第十二条第 「により第十四 項」 項又は第三十三条第 [条第 に、 第十 項」 を 九 条の三又 に 項 おい  $\mathcal{O}$ は第十 認 7 証 第十条第一 に、 九 条  $\mathcal{O}$ 兀 項」 第二十条第  $\mathcal{O}$ に、 認定」 を 第 項 及 十五 「第

び第二十条の二第一項」を「第六十五条第一項及び第六十六条第一項」に、 「「認定」 を「「認証」に、

「を除く」を 「に限る」に、 「手続 に従い」 を「ところにより」 に改め、 同 条第二項中 「あつた」 を 「あ

った」に、 「第十七 条 の二第一 項各号」 を 「第十六条第一項各号」 に改め、 同条を第十四条とし、 同 条  $\mathcal{O}$ 

前に次の一節及び節名を加える。

### 第二節 適合の表示

第十三条 取扱業者は、 農林水産省令で定めるところにより、 農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、

あらかじ 8) 登録認 証 機関 0 認証を受けて、 その農林物資 0 取 扱い 等に関する広告その 他の農林 水産省令

で定めるもの ( 以 下 「広告等」という。)に、 その 農林物質 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 · 等  $\mathcal{O}$ 方法 が 日 本 農林 規格 ( 第 二条

第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。 に 適合することを示す農林 水産

省令で定める方式による特別な表示 ( 以 下 「適合 の表示」という。) を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

### 第三節 登録認証機関

第十七条中 「法人は」 を 「者は」 に改め、 同条第 号中 「その法人又はその業務を行う役員が」 を削 ŋ

場合に 九 条 ŧ (T)  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 規定により」 お 九 いては、 第 を 項」 者」 その を を「又はこの法律に基づく処分に違反し、」 に改め、 「第三十 取 消 L 同 の日前三十日以内にその 五. 条第 条第二号中 項」 に、 「第十七条の十二第一 法 人 取消 を しに係る法人の業務を行う役員であった者でそ 「者 (当該 に、 項 を 登録 「なくなつた」を「なくなった」に 「第二十六条第 を取り 消 され た者が 項」に 法 人であ 第十

の取 消 し の 目 から一 年を経過しないものを含む。)」 に改め、 同条第三号を次のように改める。

その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるも

 $\mathcal{O}$ 

第十七条を第十五条とする。

法

人であって、

林物 て 第十七 資 に、 の種 条 か 二 類又は農林物資 「すべて」 一第 項中 を 「全て」 「第十六条第  $\mathcal{O}$ 取扱い等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるもの」 に改 め、 項 同 ]項第一号中 を 「第十四 条第 「製品 項」  $\bigcirc$ を削 に、 り、 者 「基準」 (以下) を の 下 に を加え、 者 「であって農 (第二号に 「法人」 お

į١ て農林物 を *(*) 取 に改 扱業者、 資 (T) め、 に改め、 同 に、 項第二号中 外国 「外国に [製造業者等 その」 おいて」 を (本邦に輸 を削 り、 被認証事業者 出され 製造 し、 る農林物資 (当該登録申請者 加工し、 をし 又は輸出すること」を を 「外国 <u>の</u> に、 取 极業者 「製造 外 定業者等 「生産 国に

お

を

1

う。 者 若しく に、 に . お  $\mathcal{O}$ 販 以下 申 け 売その る生 請 は 輸 外 同 に係 出 ľ 玉 産業者」 他 業 者」 る農林物資  $\mathcal{O}$ 小分け業者 に改 取 を 扱 を め、 \<u>\</u> 販 生 に、 同 0 売することを業とする者」 **外** 取 号イ中 産 扱 国 することを業とする者」 「本邦に輸出される農林物資 に 1 等 お 「あ  $\dot{O}$ *(* ) . て 方法により農林物資を取 つては、 に、 被認定事 ( 以 下 に、 に、 業者」 「被認定事業者」 又 0 「当該 は を を ŋ 外 扱う取扱業者若しくは外国 農林: 玉 「あって 「外国にお 小 分け 物 資 という」 は、 業 者 を いて農林物 被認 本 外 を 証 玉 邦 事 12 に 乊又 資を」 業者」 輸 お 人は当該 1 出 取 7 さ 農 扱業 に れ 改 林 登 る 者 め 録 物 外国 を 申 を 資 同 1 請

に、 め 号 口 中 同 被 号 被 認 ハ 中 認 定 事 定 業者」 登 事 業 録 者 申 を 請 を 者 「被  $\mathcal{O}$ 「被 認 \_ 認 証 を 事 証 業者」 登 事 業者」 録 申 に 請 に 改 者 改 め、 往法 め、 人にあ 当 当 該 」 該 っては、 を削 を削 り、 そ り、 <u>の</u> 「で 「であつた」 に、 あった」 一役員 を を が 「で 「で あ を あ 0 一役 た つ 員 たし に 改 が に 改 8

同 条第二項中 「登録台帳に記帳 L て」を 「登録 認 証 機関 登録 台帳に記載 じて に改め、 同 項第二号中

登

録

認

定

機

関

 $\bigcirc$ 

を

「登録

認

証

機関

O

氏

名又は」

に

改

め、

住

所

0)

下に

「 並 び

に

法

人に

あ

っては、

そ

 $\mathcal{O}$ 

0

下

に

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

同

認

定

機

関

を

登

認

代表 者  $\mathcal{O}$ 氏 「又は 名 農林 を加 物資 え、 同 項 取 扱 第 三号中 1 等 Ò 方法 登 録 区 認 分 定 機 を加 関 が 認定」 え、 ]項第四 を 登 号中 録 認 証 登 機 関 録 が 認 証 に 改 め、 録 種 証 類

機関」 に、 「認定を」 を「認証を」 に改め、 同条第三項中 第一 項の」 を削り、 「前項」 を 「前項各号」

に改め、同条を第十六条とする。

第十七 条 の 三 第 項 中 「よつて」 を 「よって」 に改 め、 同条第三 |項中 「あ った」 を 「あ 0 た に 改 め

以下」の下に「この条に お いて」 を加え、 同 条第五 項中 「行われなかつた」を「行われなかった」 に、

「失つた」を「失った」に改め、同条を第十七条とする。

第四章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 日本農林規格による試験等

第一節 試験等

(試験等)

第四 十二条 試験等を業とする者 (国内において試験等を行う者に限る。 第四十四条第二項第二号に お

7 「試験業者」という。) は、 農林 水産省令で定めるところにより、 あら かじめ 農林・ 水 産大臣  $\mathcal{O}$ 登 録 を

受けて、 日本農林規格 (第二条第二項第三号に掲げ る事項につい ての基準 を内容とするもの に 限 る。 以

下この章にお

いて同じ。

による試験等を行

V )

農林

水産省令で定め

る事

項を記

載

農林

水産

省令で

定める標章 ( 以 下 「登録標章」という。) を付した証明書を交付することができる。

## (登録

第四十三条 前 条の 登録 (以下この節 なにお いて単に 「登録」という。 を受けようとする者は、 農林 水産

省令で定めるところにより、 農林水産省令で定める区分ごとに、 実費を勘案して政令で定める額 0 手 数

料を納付して、 農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2

農林水 産 大臣 は、 前項  $\mathcal{O}$ 規定による申 -請があ った場合において、 必要が あると認めるときは、 セ ン タ

に、 当該 申 請 が 次条第 項に規定する基準に適合してい るかどうかについ て、 必要な調査を行 わ せる

ことができる。

## **登** 録 $\mathcal{O}$ 基 準

第四 十四条 農林水産大臣は、 前条第一項の規定による申請をした者の試験所 (試験等を行う場所をいう

以下同じ。 が 国際標準化機構 及び 国 |際電気標準会議 が定め た試 験 所 に 関する基準であ って試 験  $\mathcal{O}$ 

方法の区分ごとに農林水産大臣が定め るものに適合してい るときは その 登録をしなけ ればならない。

この 場合において、 登 録 に関 して必要な手続は、 農林水産省令で定め る。

登録は、 次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う。

2

- 一登録年月日及び登録番号
- 登録 を受け た試 . 験業者 (以 下 「登録試験業者」 という。 の氏名又は名称及び住 所並びに法 人に

あ

っては、その代表者の氏名

- 三 登録試験業者の試験所の名称及び所在地
- 四 登録試験業者が行う試験等の方法の区分
- 3 農林・ 水 産大臣 は、 登録をしたときは、 遅滞なく、 前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第四 干 五. 条 登録 は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過

によって、その効力を失う。

- 2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 3 間 第 という。 項  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 満 更 新 了 Ď  $\mathcal{O}$ 申 日 までにその申請に対する処分がされないときは、 請 が あ 0 た場合におい て、 同 項  $\mathcal{O}$ 期 間 (以下この条にお 従前 0 登 *(* ) 録 て は、 「登 登 録 録 の有効期  $\mathcal{O}$ 有効

期 間 の満了後もその処分がされるまでの間は、 なおその効力を有する。

4 前 項の場合にお いて、 登 録  $\mathcal{O}$ 更新 がされたときは、 その登録の 有 対期間 は、 従前 の登録の 有 効期間  $\mathcal{O}$ 

満 了  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 꽢 日 から起算 するも のとする。

農林 水産大臣 は 第一 項の 規定により 登録が効力を失ったときは、 遅滞なく、 その旨を公示しなけれ

ばならない。

5

(承継

第四十六条 登録試験業者が当該登録 に係る事業 の全部を譲渡し、 又は 登録 試験業者に っつい て相続 合併

若しく は 分割 **当** 該 登録 に 係 る事 業  $\mathcal{O}$ 全部、 を承 継させるも  $\mathcal{O}$ に 限る。 が あっ たときは、 当該 登 録 に 係

る事 業の全部を譲り受けた者又は 相続人、 合併 後存続する法人若しくは合併により設立 した法 人若しく

は分割により当該登録に係る事業の全部を承継した法人は、 その登録試験業者の地位を承継する。

2 前 項 の規定により登録 試 、験業者  $\mathcal{O}$ 地 位を承継した者は、 遅滞なく、 その事実を証する書面を添えて、

その旨を農林 水産大臣 に届 け出なけ ればならない。

試 験 所の変 更の 届 出

第四十七条 登録試験業者は、 その試験所の所在地を変更したときは、 農林水産省令で定めるところによ

り、 遅滞なく、 その旨を農林水産大臣 に 居 が出 なけ ればならない。

2 農林 水産 大臣 は、 前 項 0 届 出が あ ったときは、 遅滞なく、 その旨を公示しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十八条 登録試験業者は、 試験等に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、 農林

水 産省令で定めるところにより、 遅滞なく、 その旨を農林水産大臣に届け出なけ ればならない。

2 農林水産大臣 は、 前項 の届出があ ったときは、 遅滞なく、 その旨を公示しなけ ればならない。

(適合命令)

第四 十九条 農林水産大臣 は、 登録 試験業者の試験 所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくな

0 たと認めるときは、 その登録試験業者に対し、 当該基準に適合するため必要な措置をとるべきことを

命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五 十条 農林水産大臣 は、 登録試験業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 その登録を取 り消

又は当該登録試験業者に対し、 一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停

止を命ずることができる。

その試 験 所が 第四: 十四四 条第一 項に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

2 農林水産大臣は、 前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、 その期 日 の 一 週間 前まで

に、 行政手 続法第十五条第 項の規定による通知をし、 か つ、 聴 聞 の期日及び 場所を公示しなけれ ばな

らない。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 聴 聞  $\mathcal{O}$ 期 日における審理は、 公開により行わなければならない。

4 農林水産大臣は、 第一項の規定による処分をしたときは、 遅滞なく、 その旨を公示しなければならな

\ <u>`</u>

(秘密保持義務)

第五 十 条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、 試験等に関する

業務に関して知り得た秘密を漏らし、 又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止)

第五十二条 登 録 試 験業者 でな 1 者 は、 日本農林 規 格 登録は 試験業者という名称又はこれ に紛らわ L 1 名称

を用いてはならない。

2 登 一録試験業者は、 その登録した試験等の方法以外の試験等の方法については、 日本農林規格登録試験

業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二節 外国における試験等

(試験等)

第五十三条 試験等を業とする者 (外国において試験等を行う者に限る。 第五十五条第一 項にお いて「外

玉 試 験業者」 という。)は、 農林水産省令で定めるところにより、 あら かじめ農林水産大臣の登録 を受

けて、 日本農林規格による試験等を行い、 農林水産省令で定める事項を記載し、 登録標章を付した証 明

書を交付することができる。

(登録)

第五 十四条 前条の登録 (以下この節において単に 「登録」という。) を受けようとする者は、 農林・ 水産

省令で定めるところにより、 農林 水産省令で定める区分ごとに、 実費を勘案して政令で定める額 0) 手 数

料 -を 納 付 て、 農 林 水 産 大臣 に 登 録  $\mathcal{O}$ 申 -請を L な げ れ ばならな

## (登録の取消し等)

第五 + 五条 農林水産大臣は、 登録を受けた外国試験業者 ( 以 下 「登録外国試験業者」という。 が 次の

各号のいずれ かに該当するときは、 その 登録を取 り消し、 又は当該 **|登録**| 外 (国裁) 験業者に対 年以内

 $\mathcal{O}$ 期 間 を定 8 て試 験等に関 はする業分 務 の全部若 しく は 部  $\mathcal{O}$ 停 止 を請求することができる。

そ  $\mathcal{O}$ 試 験 所が 次 条 にこ お 1 て準 用 す る第四 十四四 条 第 項に 規 定す る基準 に適合しなくなったとき。

次条 にこ お 7 て準 一用す る第四十 九 条の 規定による請求に応じなかったとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

几 農 林 水 産 大臣が、 この 法律  $\mathcal{O}$ 施 行に必要な限度にお いて、 登録: 外国 試 験業者に対しその登録

試 験等 に 関 する業務 に関 L 必要なら 報告又は 帳 簿、 書類そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件  $\mathcal{O}$ 提 出を求 めた場合に おいて、 そ

報告若 L くは物件 の提 出 がされず、 又は虚偽 の報告若 しくは 虚 偽  $\mathcal{O}$ 物 件 0 提出 がされたとき。

 $\mathcal{O}$ 

五. 農林水産大臣が、 この法律の施行に必要な限度において、 その職員又はセンターに登録外国試験業

者 の試 験 所にお いて登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、 書類その 他  $\mathcal{O}$ 物 件 に 0 **(** ) 7

 $\mathcal{O}$ 検 査をさせ、 又は 登 録 外国 試 験業者若しくはその代表者、 代理 人 使用人そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 従 業者 12 質問 を

させようとした場合において、 その検査が拒まれ、 妨げられ、 若しくは忌避され、 又はその質問 に対

して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 農林・ 水 産大臣 丘は、 前項に規定する場合のほ か、 同 項の 規定により一年以内の 期間を定めて試験等に関

す る業務  $\mathcal{O}$ 全 部又 は 部  $\bigcirc$ 停 止 を 請 求 した場合にお いて、 登録 外国 試験業者がその請求に 応じなか つた

ときは、当該登録を取り消すことができる。

3 第 項第五号の検査に要する費用 (政令で定めるものに限る。)は、 当該検査を受ける登録外国試験

業者の負担とする。

(準用)

第五十六条 第四十三条第二項、 第四十四条から第四十九条まで及び第五十条第二項から第四項までの規

定は、 及 び  $\mathcal{O}$ は )第四· 請 登録: 十 求す 匹 外国試験業者について準用する。 Ź 条第 項中 第 五. 前 + 条第二 条第 項 項」 中 とあ 「前 この場合にお 項」 る  $\overline{\mathcal{O}}$ とあ は 「第五 る  $\mathcal{O}$ いて、 十匹 は 第 条 第四十三条第二 五. と、 + 五. 第 四 条 第 十 九条中 項 一項中 又 は 第 「命ずる」 前 項」 項」 とあ

項」と読み替えるものとする。

週

間

前

とあ

るの

は

週

間

前

と、

同

条第四

項中

「第一

項」

とあるの

は

「第五十五条第一項又は第二

第三節 登録標章の保護

(登録標章等を付することの禁止)

第五  $\overline{+}$ 七 条 何 人も、 次に掲 げ る場 合 を除 き 試 験 等 に 係 る 証 明 書に 登録 標 章 を付 7 は ならな

- 登録 試 ,験業者 が 第四 十二条の規定に基づ き、 試 験等 に係 る 証 明 書 に 登録標章 を付い す る場合
- 登録外 玉 「試験業者が、 第五十三条の 規定に基づき、 試験等に係る証明書 に 登録標章 を付い す うる場合
- 2 に 関 何 する広告等に 人も、 農林物資若 登 最標章 しくはその -を付い して 包装、 はならな 容器若しく は送り状又は農林物資若しくは農林 -物資  $\mathcal{O}$ 取 扱 į,

等

3 何 人も、 農林物質 資若 しくはその 包装、 容器若、 くは送り状、 農林物資若 しくは農林 物 資  $\mathcal{O}$ 取 扱 · 等 に

関する広告等又は試 験等に係る証 明書に 登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

登 録 標 章 等  $\mathcal{O}$ 付 L てあ る 証 明書 を 用 1 た農林 物 資  $\mathcal{O}$ 輸 入

第五 + 八 条 輸 入業 者 は 登 録 標 章 文 人はこれ と紛 5 わ L 1 標 章  $\mathcal{O}$ 付 L てあ る 試 験 等 に係 る 証 明 書 を用 7

そ  $\mathcal{O}$ 輸 入に 係る農林物 資 を譲 ŋ 渡し、 又 はは 譲 渡 Ĺ  $\mathcal{O}$ 委託、 をしてはならな ただ 当該 登 録 標章 が

第四 十二条又は第五 十三条の規定により付されたものである場合は、 この限りでない。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第二条 独 立 行 政 法 1人農林. 水 産 消費安全技術 セ ンタ 法 平 成十 年法律第百 八十三号) 0 部を次 0 よう

に改正する。

第十条第一 項第四号中 日 L本農林! 規 格による農林 -物資 の格付 (格付の表示を含む。 に関する技 術 上  $\mathcal{O}$ 

調 査 を 「日本農林規格その他 !の農林: 水産 分野 に お ける規格 に関する認 証 又は試験等 (日本農林 規 格等に

関 す Ś 法 律 (昭 和二十 五年 法 1律第百· 七十五号) 第二条第二 |項第三号に規定す る試 験等をいう。 そ  $\mathcal{O}$ 他こ

れ 5 に 類 ず る事 業を行っ う者  $\mathcal{O}$ 技 術的 能 力その 他  $\mathcal{O}$ これ 5  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 適正 一な実 施 に必 要 な能 力 に 関 ずす る 評 価

改 め、 同 条第一 二項第 一号中 「農: 林 物 資  $\mathcal{O}$ 規 格 化等に . 関 す Ś 法律 (昭 和 <u>二</u> 十 五年法律第 百 七十 ·五号) 第十

に

九条 0 九第二項第六号」を 「日本農林規格等に関する法律第三十五条第二項第六号及び第五十五条第 一項

第五 号」 に、 第二十条の二第 項から第三項まで」 を 「第六十六条第 項 か Š 第五項 (まで」 に改める。

附 則

(施行期日)

第 一 条 この法律は、 公布の日から起算して一 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(日本農林規格に関する経過措置)

第二条 農 林 水 産 大臣 は この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 前 12 お 7 ても、 第 条の 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 日 本農林規格 等に . 関

する法律 ( 以 下 「新法」 という。) 第三条から第五条まで、 第七条第一項及び第九条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

新法第二条第二項に規定する日本農林規格 (第一条の規定による改正前 の農林物資 の規 格 化等に関 する法

律 。 以 下 . 「旧 法」という。) 第二条第三項に規定する日本農林規格に該当するものを除く。 を定め、

れを公示することができる。

2

前 項の規定により定めら れた日本農林規格は、 この法律 -の施行 0 り日にお いて新法第三条第 項の規定に

より定められたものとみなす。

(認定製造業者等に関する経過措置)

第三条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現に 旧 法 1第十四 · 条 第 項か ら第三項まで、 第十五 条第 項 文は 第十五 の 二 第

項の 認定を受けている者は、 新法第十条第一 項から第三項まで、 第十一条第一項又は第十二条第一 項の

認証を受けたものとみなす。

2 この 法律 の施行の際現に 旧 法第十九条の三又は第十九条の四の認定を受けている者は、 新法第三十条第

項か ら第三項まで又は第三十一条第 項  $\hat{O}$ 認証を受けたものとみなす。

(登録認定機関等に関する経過措置)

第四条 この 法 律の 施 行 7の際現 に旧法第十七条の二第一 項 (旧法第十九条の十において準用する場合を含む

の登録を受けている法人は、 新法第十六条第一項 (新法第三十六条において準用する場合を含む。)

 $\mathcal{O}$ 登録を受けたものとみなす。 この場合において、 当該登録 の有効期間 は、 旧法第十七条の二第 項 旧

法第十-九条の十にお いて準用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 登 録  $\mathcal{O}$ 有効期間  $\mathcal{O}$ 残存期間とする。

(輸入業者による格付の表示に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に発行された旧法第十五条の二第一項の証明書は、 新法第十二条第一項の証明書

とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほ か、 この法律の 施行前 に旧法 (これに基づく命令を含

む。 の規定によってした又はすべき処分、 手続その他の行為であって、 新法 (これに基づく命令を含む

の規定に 相当の 規定があるものは、 これらの規定によってした又はすべき処分、 手続その他 の行為と

みなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この 法 律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前 の例による。

(政令への委任)

第八条 附 則第二条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令

で定める。

(工業標準化法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中 「農林物資の規格化等に関する法律」 を 「日本農林規格等に関する法律」

に改める。

- 工 業 標準 化 法 昭昭 和二十 匝 [年法: 1律第百 八十五号) 第二条第 号
- 公益通 報 者 保護法 (平成十六年法律第百二十二号) 別表第四号
- 三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第一条

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録 免許 税法 昭 和 匹 十二年法律第三十五号) *⑦* 部を次のように改正する。

別表第一第八十七号を次のように改める。

八 十七  $\left( \begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ は 号) 日本農林規格による試験等に係る登録試験業者若しくは登録外国 の登録 日 本 第二条第三 日 農林 本 農 (更新 林 規 格等 規 格に 0 項 登録を除く。 に **登** 関 よる格 以する法語 録 認 証 付 律  $\mathcal{O}$ 機 関 表示等に係る登録 昭昭 又 は 和 <u>-</u> 十 登録外国 五年 認証 法 律第百七 認 証 機関 機関若  $\mathcal{O}$ 登 + しくは登録 録 五. [試験業者の 登録件数 外 玉 登録 認 件につき九 証 機 関  $\mathcal{O}$ 登 万円 録 又

 $(\equiv)$ 録)  $\mathcal{O}$ 登 日 日 録  $\mathcal{O}$ 本農林規格等に関する法律第四十二条 本 農 登 録試 0) 林 登 規 , 験業者 格 録 外国 等 に 試  $\mathcal{O}$ 関 験業者 登録 する法 (更新の  $\mathcal{O}$ (律第) 登 録 五. 登録を除 十三 (更新 一 条  $\mathcal{O}$ **登** (登録試験業者の登|登録件数 <u>\</u> 登 録 録 を除 外国 く。 試 **以**験業者 登録件数 件につき九万円 件につき九 万円

(米穀等) の取引等に係 る情 報 い記録 及び 産 地情報の伝 達に関する法律の一 部 改 É

第十一 条 米穀等 の取引等に係る情 報 の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成二十一年法律第二十六

号)の一部を次のように改正する。

第 八条 第 項 单 農 林 物 資  $\mathcal{O}$ 規 格 化等に 関 する法 を 日 本農林規格等に関する法律」 に、 「第十九

条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 特定農林 水産物等の 名称 の保護に関する法律 (平成二十六年法律第八十四号) の 一 部を次のよう

に改正する。

第三条第二項中 「農林物資 の規格: 化等に関する法律」 を 日 本農林規格等に関する法律」 に、 「第七

条

第一 項の」 を「第三条第一項の」に、 「種類」 を 「農林物資の種類」 に改める。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十三条 消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一年法律第四十八号) の 一 部を次のように改正する。

第四 1条第一 項第十七号中 「農林物資 の規格化等に関する法律」 を 「日本農林規格等に関する法律」 に、

「第十九条の十三第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中 「農林物資の規格化等に関する法律」 を 「日本農林規格等に関する法律」 に改め

る。

(検討)

第十四条 政府 は、 この法律  $\mathcal{O}$ 施行後五年を目途として、 新法 の施行の状況を勘案し、 必要があると認める

ときは、 新法の規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。